

令和8年3月4日

浦添市立中学校保護者 各位

浦添市教育委員会

教育長 銘苅 健

〈公印省略〉

浦添市「地域部活動の日」について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、平素より学校教育に御理解と御協力を賜り厚く感謝を申し上げます。

さて、スポーツ庁・文化庁では、部活動地域展開に向けた取組を令和5年度より進めており、令和8～13年度を次の改革期間と定め「休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。」という目標を示しております。

本市においてもその取組として「地域部活動の日」を設定し、令和5年度から段階に休日の部活動を部活動指導員や外部指導者、保護者会等で実施できるようにしてきました。

そこで、令和8年度の「地域部活動の日」は、休日（土日・祝祭日）のすべてを部活動指導員や外部指導者、保護者会等で実施できるようにいたします。

浦添市全体の取組であるため、別紙の内容を御確認の上、御協力をお願いいたします。

記

別紙 令和8年度浦添市「地域部活動の日」

令和8年度 浦添市「地域部活動の日」について

浦添市教育委員会
浦添市中学校長会

1. 趣 旨

スポーツ庁では令和8～13年度を次期改革期間と定め「休日については、次期改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。」という目標を受け、本市においてもその取組として令和8年度は、休日(土日・祝祭日)をすべて「地域部活動の日」とする。

2. 取組の概要

令和5年度に毎月第1日曜日を「地域部活動の日」と設定し段階的に拡大してきた。「地域部活動の日」は、部活動の指導、管理等を外部指導者や部活動指導員、保護者会等で実施する日を設定する。また、毎月第3日曜日はこれまでどおり「家庭の日」として、部活動を行わない日とする。

3. 計 画

令和5年度…毎月第1日曜日を「地域部活動の日」とする。 ※月1回

令和6年度…毎月第1,2,4日曜日を「地域部活動の日」とする。 ※月3回

令和7年度…日曜日に加え土曜日もできるだけ「地域部活動の日」とする。

令和8年度…休日(土日・祝祭日)をすべて「地域部活動の日」とする。

4. 部活動等における「学力向上推進本部会議」、「県中体連望ましい部活動の在り方」、「浦添市学校業務改善推進プラン」、「浦添市部活動方針」の実施内容

- (1) 平日1日、土日のうち1日の休養日を設定する。(学力向上本部会議)
- (2) 練習の終了時間は日没を考慮して設定する。(県中体連望ましい部活動の在り方)
- (3) 毎週水曜日に「No 部活動・No 残業 Day」を設定する。(学校業務改善推進プラン)
- (4) 平日の部活動の練習時間を設定する。(学校業務改善推進プラン)
 - ・ 3月～9月 : 活動終了18:45、下校19:00
 - ・ 10月 : 活動終了18:15、下校18:30
 - ・ 11月～1月 : 活動終了17:45、下校18:00
 - ・ 2月 : 活動終了18:15、下校18:30
- (5) 部活動指導員を配置する。
※(中学校運動部活動、文化部活動)=10人

5. 令和8年度の実施内容

(1) 「地域部活動の日」の設定日について

- ① 休日(土日・祝祭日)をすべて「地域部活動の日」とする。

(2) 教員が指導・管理しない練習の実施について

- ① 部活動指導員又は外部指導者、保護者会による練習の実施・管理を可とする。
なお、計画を事前に校長に提出し、承認があればスポーツ障害保険は適用される。
- ② 外部指導者又は部活動指導員、保護者会による指導・管理ができなければ、当該の部活動は休みとする。

(3) 教員が引率・指導・管理しない練習試合の実施について

- ① 部活動指導員又は外部指導者による練習試合の実施を可とし、保護者会のみでの引率・指導はできないものとする。

(4) 「地域部活動の日」に部活動指導・引率を申し出る教員への対応・措置について

- ① 校長が把握・許可をすれば、指導を可とする。
- ② 指導への報酬として、(現行通りの)超過勤務手続きを行う。

(5) 学校施設・備品の管理等(物損・対物保険は未整備)について

- ① (現行通り)自己責任となるため、各学校・部活動で保険へ加入する。

(6) 確認や諸問題への対応等、部活動指導員や外部指導者との調整の場の設定

- ① 実施後は各学校で「部活動指導者等調整会議(仮称)」を適宜、設定する。
- ② 勤務時間内に行われる「顧問会」とは別にし、業務負担にならないよう留意する。

(7) 施設(運動場、体育館等)や備品、部室等の管理について

- ① 施設や備品、部室は、各部活動管理とする。破損等が生じた場合は後日、管理職へ報告する。
- ② 鍵については活動ごとに施錠・開錠を原則とし、引継ぎ確認を行う。

(8) 「地域部活動の日」の実施月日について

- ① 令和5年9月から実施する。